

工事請負契約の一部を変更することについて

令和7年第1回市議会臨時会の議決を経て締結した（仮称）徳山北部拠点施設・認定こども園建築主体工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和8年2月17日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和8年3月19日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和8年4月30日まで」とする。

契約金額「¥1,144,000,000-」を「¥1,151,557,000-」とする。